

2017 年
新年特大号

目次:

I	バングラデシュにおける EPZ 労働法案	2
II	カンボジアの汚職防止法	3
III	中国: 外商投資企業設立・変更制度の簡略化	5
IV	UAE における包括的な倒産法の施行	8
V	香港: 競争条例(Competition Ordinance)の施行後 1 年 -競争委員会の活動を中心に	10
VI	インド破産倒産法の施行	12
VII	インドネシアの独占禁止法改正動向	14
VIII	施行が近づくマレーシア改正会社法案	15
IX	ミャンマー法実務: 2017 年に向けての展望	17
X	フィリピン競争法による企業結合事前届出制度について	18
XI	シンガポールにおける退職後の競業避止義務と他の英国法系の国々との比較	20
XII	スリランカ ~2017 年外国投資の呼び込み強化~	22
XIII	台湾における最新の個人情報保護法制について	23
XIV	タイにおける外資規制の概要と近時の改正	27
XV	ベトナム労働法改正案の最新情報	29

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

I バングラデシュにおける EPZ 労働法案

執筆者:久保光太郎、今泉勇

1. はじめに

バングラデシュは近時テロの影響があったものの、引き続き低廉なコストが魅力となり、特に製造業の進出候補先に挙げられています。他方で、死者 1 千人超を出したラナ・プラザ崩落事故等の影響もあり、いかに労働者の保護を図りつつ外資企業を誘致するかは、バングラデシュ政府にとって重要な課題になっています。

そういった中で、輸出加工区(EPZ)に所在する企業(以下「EPZ 企業」といいます。)の労働者に適用される特別法として、EPZ 労働法案(以下「EPZ 労働法案」といいます。)が国会に提出されました。EPZ 労働法案は 2017 年中に成立する可能性があります。EPZ には日系企業を含め多くの外資系企業が進出しており、進出企業に大きな影響を与える可能性があります。本稿では、同法案について、労働基本法である 2006 年労働法(2013 年改正法)からの変更ポイントに着目しつつ解説します。

なお、EPZ 労働法案は、2006 年労働法と同様に、「監督官」¹や「指導的又は管理的業務に雇用された者」²をその適用対象としない見込みです。本稿では、2006 年労働法及び EPZ 労働法案の適用対象となる労働者を「ワーカー」と呼びます。

2. 主に労働者側に配慮した変更ポイント

(1) 労災補償の増額

2006 年労働法は、ワーカーが労災で死亡した場合の補償金を 10 万タカ、恒久的な障害が残る場合の補償金を 12.5 万タカと定めています。これに対して、EPZ 労働法案は、ワーカーの死亡の場合の補償金を 20 万タカ、恒久的障害の場合の補償金を 22.5 万タカと定めており、2006 年労働法に比べ労働者に手厚い内容となっております。

(2) 最低賃金委員会の構成

2006 年労働法では、政府の最低賃金委員会が全てのワーカーの最低賃金を決定します。これに対して、EPZ 労働法案では、それぞれの EPZ において労使の代表者及び第三者によって組織される最低賃金委員会が当該 EPZ に属する EPZ 企業のワーカーの最低賃金を決定します。

(3) 特別な福利組織の組成

2006 年労働法では、ワーカーに労働組合の組成が認められています。これに対して、EPZ 労働法案では、労働組合の組成は認められておりませんが、ワーカー福利組織(Workers Welfare Association: WWA)の組成が認められます。ワーカー福利組織を組成するためには、少なくともワーカーの 30%の同意により EPZ の管理委員会に組成を申請し、過半数のワーカーの承認が得られることが必要です。

¹ 雇用者または管理者から書面で権限を与えられた者で、工場や企業のある部署における活動や業務に関し、目的を与え監督し、業務範囲を定め、業務の遂行を管理し、業務の評価・確認を行い、他の労働者(ワーカー)に対して指示を与える者とされています。

² 雇用者または管理者から書面で権限を与えられた者で、企業の支出、工場や企業の労働者または被雇用者にかかる雇用、給与や福利の分配、解雇・離職、退職金の支払いなどを承認・管理するために雇用された者とされています。

3. 主に雇用者側に配慮した変更ポイント

(1) 利益参加基金の免除

2006 年労働法では、ワーカーに対して企業の利益の一部を分配するため、払込資本が 1000 万タカ又は総資産が 2000 万タカ以上の企業に限り、ワーカーを受益者とする利益参加基金を設置することが強制されています。これに対して、EPZ 労働法案は、EPZ 企業に対して、利益参加基金を設置する義務を課しておりません。

(2) 特別裁判所の設置

2006 年労働法では、ストライキやロックアウトを含むすべての労働関連の紛争を裁く裁判所として労働裁判所が設置されていますが、労働裁判所は労働者寄りの立場をとっており、その訴訟手続は企業に対して大きな負担を与えています。これに対して、EPZ 労働法案は労働裁判所の管轄を排除し、EPZ 企業とその従業員の間の労働紛争を専門に扱う特別裁判所として、EPZ 労働裁判所の設置を定めています。

4. おわりに

以上の通り、EPZ 労働法案は、バングラデシュにおける EPZ での労働環境に大きな変化をもたらすことが予想されております。他方で、ワーカー福利組織(WWA)の役割や、新たに設立される EPZ 労働裁判所の公平性等、今後の実務を見守る必要がある事項が多く積み残されております。バングラデシュに進出を検討されている企業としては、常に最新の情報に注意を払うことが重要です。



くぼ こうたろう
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k_kubo@jurists.co.jp

2009-10 年、アマルチャンド・マンガルダス法律事務所デリー・オフィス(現 Shardul Amarchand Mangaldas & Co)に出向。それ以来、バングラデシュ・スリランカを含む南アジア・ビジネスに関し幅広い助言実績を有す。2016 年 4 月、シンガポール事務所から東京事務所に帰任。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士

i_imaizumi@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。2016 年ベトナム外国弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、アジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。インドの Khaitan&Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応の経験後、2016 年 3 月よりホーチミン事務所にて勤務。

* 本稿作成に際しては、バングラデシュ現地の法律事務所 DFDL の Shahwar Nizam 氏に協力を得ました。

II カンボジアの汚職防止法

執筆者: 桜田雄紀

カンボジアにおいては、汚職防止法(Anti-Corruption Law。以下「汚職防止法」といいます。)が 2010 年 4 月より施行(汚職行為に関する規定は 2011 年 8 月より施行)され、同法の執行を担う政府機関として汚職防止評議会(National Council Against Corruption)及び汚職防止ユニット(Anti-Corruption Unit。以下「ACU」といいます。)が設置されています。本稿では、汚職防止法のうち、特に日系企業の関心の高い汚職行為に関する規定、ファシリテーション・ペイメント及び執行機関としての ACU について解説します。

1. 汚職防止法の禁止する汚職行為

汚職防止法は、外国公務員及び国際機関の役職員に関する贈収賄、公務員の権力濫用行為、公務員等の国内外に有する資産及び負債の申告義務に違反する行為、汚職行為による利益の隠匿行為、汚職に関する虚偽の情報等に基づく ACU 又は裁判官への告発など様々な行為を汚職行為として定め、刑事罰の対象としています。汚職防止法は、これらの行為に加えて、刑法(Criminal Code)において禁止される、公務員に関する贈収賄、裁判官及び検察官に関する贈収賄、民間企業の被用者に関する贈収賄などの汚職に関する犯罪行為を、汚職防止法の対象とすることを明確にしています。

これらの汚職防止法の定める汚職類型のなかでも、日系進出企業との関係でとりわけ重要な規定は、刑法の行政公務員に対する贈賄行為の禁止規定です。すなわち、公務員³又は選挙を通じて公職に選ばれた市民に対して、同人らが自らの職務を行い、若しくは職務を利用して促進し、又はその職務行為を行わせないために、直接又は間接的に、贈物をし、約束をし、利益を供与した場合、当該行為を行った者は 5 年以上 10 年以下の拘禁刑に処する旨が定められています(刑法第 605 条)⁴。また、法人の機関又は代表者がこれらの行為を行った場合は、1,000 万リエル(約 2,500 米ドル)以上 5,000 万リエル(約 12,500 米ドル)以下の罰金及び、①法人の解散、②裁判所の監視、③業務停止、④公共調達からの除外、⑤公衆からの資金調達の禁止、⑥違反行為の対象となった資金又は物の没収、⑦違反行為により得られた収入又は財産の没収、⑧処罰に関する判決の公示、又は⑨新聞又は視聴覚の伝達手段を用いた放送による判決の公表のうち、1 個又は数個の付加刑に処することとされています。

また、汚職防止法及び刑法には、贈賄として提供される金銭や物等が一定の金額以下である場合には免責する旨の規定は存在していませんが、汚職防止法上の「贈物」の定義からは、習慣又は伝統に従って贈物として与えられたものではないものは除かれています。また、行政公務員に対する贈賄行為の禁止規定においても、一定の汚職の目的が必要とされています。これらの規定をふまえると、慣習に基づく汚職目的の無い少額の贈物は許容される余地があるものと考えられます。



【豊富な観光資源を背景に今後も観光産業が伸びていくことが期待されている。】

2. ファシリテーション・ペイメント

ファシリテーション・ペイメントとは、例えば、ライセンスを取得する場合又はその他の公的な役務を受ける場合のように、経常的な又は必要な行為の実行を確保又は促進するために下位レベルの役職員に対し不当に少額与えられる非公式な支払いをいいます(ACU が策定・公表したガイドブック(Guidebook on Anti-Corruption Program for Business in Cambodia)参照。)。カンボジアの汚職防止法及び刑法では、ファシリテーション・ペイメントは一律に違法な支払いとなります(米国の海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act、又は FCPA)のように合法的なファシリテーション・ペイメントも認められていません。)

3. 執行機関としての ACU

汚職防止法に基づき設置された政府機関には、汚職防止評議会及び ACU があります。前者が主に汚職防止のための政策立案や ACU の活動の監視などを行う機関であるのに対し、ACU は、汚職防止法の執行をその主要な任務とする実働部隊という位置づけとなります。ACU は、汚職防止法の違反行為に関する捜査権限を有しており、特に、汚職行為があることの明確な兆候がある場合には、銀行口座を監視下におき、撮影・盗聴を行い、電子システムに記録された書類をチェックすることなども認められています。

ACU は、汚職行為防止のためのガイドブック(Guidebook on Anti-Corruption Program for Business in Cambodia)を 2015 年に策

³ 「公務員」には、国営企業の従業員等が含まれます。

⁴ なお、軽微な汚職行為(Petty corruption offences)の要件を充たす場合には、7 日以上 5 年以下の拘禁刑という軽減された罰則が適用される可能性があります。

定、公表しています。このガイドブックは、民間企業のビジネスを行う際の指針として機能することが期待されています。

また、報道によれば、ACU は、2013 年以降現在までに、20 社以上の民間企業との間で MOU(Memorandum of Understanding)を締結しています。MOU は、締結した企業に汚職防止法の遵守以上に義務を負わせるものではなく、同法を遵守し、腐敗行為の抑止に協力することを約束するものです。この MOU の締結には、公衆による MOU 締結企業の取り組みの認知のほか、締結企業内のコンプライアンス意識の強化という効果が見込まれますが、さらにファシリテーション・ペイメントなどを要求された場合に断るための方便とすることも期待できます。

4. 終わりに

カンボジア政府の汚職防止のための一連の施策にもかかわらず、カンボジアでは汚職が引き続き蔓延しており、進出する日系企業にとって、汚職の問題への対策は避けて通れない課題です。日系進出企業としては、汚職防止法に抵触しないため、前記の ACU との MOU の締結のほか、コンプライアンス・マニュアルの策定等の具体的な仕組み作りに努める必要があります。



【プノンペン市内。高層ビルはいまだ多くは無いが、多くの建設中のビルが立ち並び不動産投資も活発である。】



さくらだ ゆうき
桜田 雄紀

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
y.sakurada@jurists.co.jp

シンガポールを拠点としながら、東南アジアの新興国への進出、合併、コンプライアンス、紛争などの案件に従事する。シンガポール事務所勤務以前は、2007 年の弁護士登録以来、東京事務所にて、コーポレート・ファイナンス、コンプライアンス、M&A、事業再生/倒産等の国内外の数多くの案件に関与し、米国留学を経て現職。

Ⅲ 中国：外商投資企業設立・変更制度の簡略化

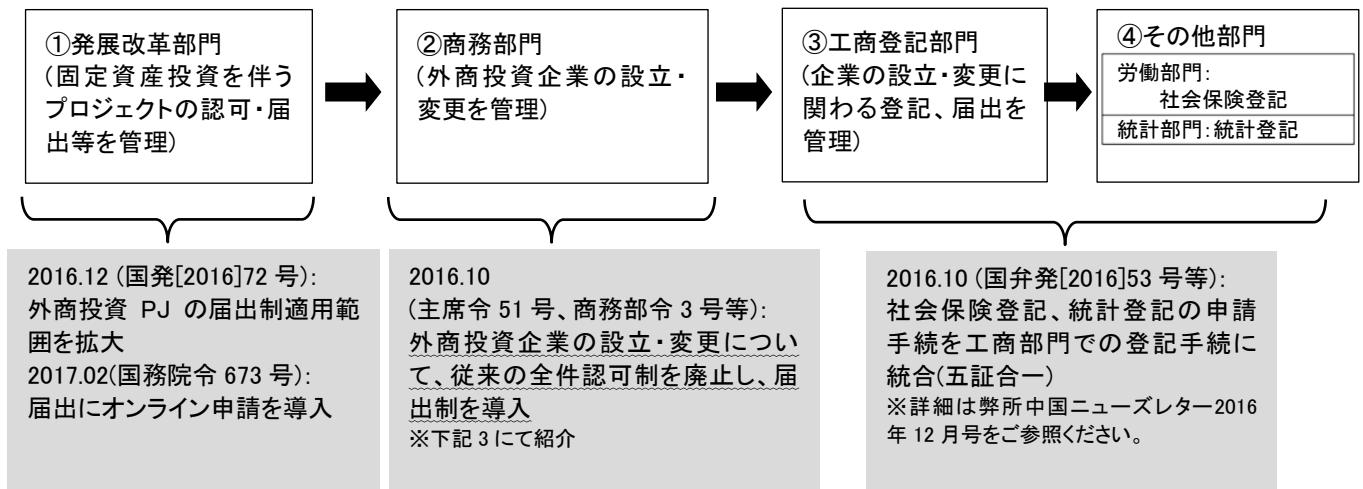
執筆者：前田敏博、野村高志、中島あずさ、大石和也

1. はじめに

中国では近年、外資系企業による市場参入の緩和、行政許認可事項の削減を目的とする制度変更が相次いでいます。とりわけ 2016 年には、これまで中国の外資系企業（外商投資企業）の設立・変更必須とされていた事前認可制が原則不要となるなど極めて重要な制度変更がなされています。本稿では、外商投資企業の設立・変更に関わる制度のアウトラインと、2016 年になされたいくつかの簡略化措置のうち最も重要な、商務部門における全件認可制の廃止と届出制の導入についての内容をご紹介します。

2 外商投資企業の設立・変更に関わる制度のアウトライン

外国企業が中国において外商投資企業の設立、立上げを行おうとする場合に関わる政府当局と当該政府当局における手続の流れは大要次のとおりです（既存の外商投資企業の合併、分割等の変更を行う場合もほぼ同様に以下の手続が必要になります）。2016 年においては、この各段階において、下図グレー部分のとおりの手続の簡易化が図られました。

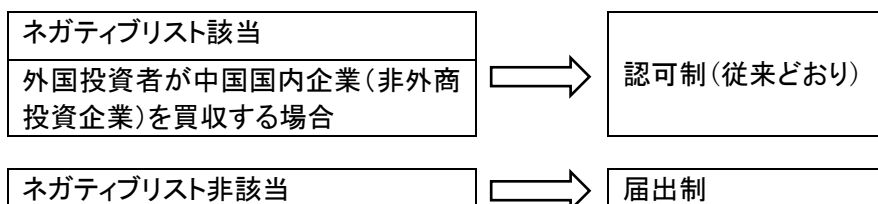


上記のうち、とりわけ商務部門における手続の簡略化は、外国企業における中国での外商投資企業設立や外商投資企業の M&A 手続を大きく簡略化するものとなっています。

3. 商務部門における全件認可制の廃止、届出制の導入

(1) 全件認可制から原則届出制へ

2016 年 10 月より、外商投資企業の設立・変更について、従来行われていた全件認可制が廃止されました。現在は、①参入特別管理措置の実施対象(以下、「ネガティブリスト」といいます)に該当する場合及び②外国企業による内資企業の買収の場合のみ従来からの認可制を維持し、その他は原則として届出で足りる制度に変更されています。纏めると以下のとおりとなります。これにより、外商投資企業の設立・変更の大半は、認可制の対象から外れ、届出のみで足りるようになりました。



(2) 届出制への変更の実務的な意味

従来からの認可制のもとでは、外商投資企業の設立・変更手続は次のような実務的な意味を持っていました。

- ✓ 認可は合併契約、持分譲渡契約等の効力発生要件
⇒ 認可を取得しない限り合併契約、持分譲渡契約は中国法上の効力を生じない
- ✓ 認可は工商登記の前置条件
⇒ 工商局における設立・変更登記の前提として必ず事前に商務部門で認可を取得していることが必要(認可手続の遅滞が後続のすべての手続の進捗に影響する)
- ✓ 商務部門の窓口で紙ベースの申請資料(多数)を提出。資料内容の実質審査を受ける
⇒ 申請資料の準備に時間を要する。実質審査を受けるため審査時間は比較的長い(通常、2~3 週間)
- ✓ 認可・不認可について商務部門の裁量が広い
⇒ 申請資料の内容が法令のほか当局の認可実務に沿う内容である必要あり

一方、2016 年の制度変更により原則的な手続となった届出制のもとでは、外商投資企業の設立・変更手続に関して、次のような変化があると考えられます。

- ✓ 届出は合弁契約、持分譲渡契約等の効力発生要件ではない
⇒ 合弁契約、持分譲渡契約の効力発生要件は契約により設定可能
- ✓ 届出と工商登記との前後関係に限定なし
⇒ 届出を待たずに工商登記を行うことも可能(ただし、届出期間⁵内に行う必要はあり)
- ✓ オンライン申請(窓口での紙ベースの資料提出は不要)。形式審査のみ
⇒ 申請資料の準備が簡易になるほか、届出から届出完了までの期間も短い(3 営業日内)
- ✓ 届出について商務部門の裁量の幅は狭い
⇒ 法令どおりに申請することで完了

届出制のもとでは、認可制と比べ、申請前のリードタイム・申請後の手続処理期間がいずれも大幅に短縮されます。また、届出は合弁契約や持分譲渡契約の効力発生要件とならないため、当事者間で合意ができれば(持分譲渡についてはさらに対象会社において機関決定ができれば)すぐに工商局での登記に進むことができるようになるほか、持分譲渡のクロージングの仕組みを従前よりも柔軟に設計することができるようになるなどの有益な変化がみられます。

(3) 届出制導入の背景と今後の方向性

外商投資企業の設立・変更については、従来より届出制の導入が検討されてきており、上海等一部地域の自由貿易試験区では届出制が試験的に先行実施されていました。2016 年の制度変更により届出制が全国レベルで導入されたことになります。一方で、外商投資企業の M&A に関わる既存の法令にはまだ認可制度を前提とする規範が多く存在していますが、2016 年の届出制の導入により、2017 年以降はこれら既存法令の改正も順次進んでいくものと思われます。



まえだ としひろ
前田 敏博

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所首席代表
t_maeda@jurists.co.jp

1988年弁護士登録、同年より西村眞田法律事務所(現西村あさひ法律事務所)に勤務。1994年コーネル大学ロースクール卒業(LL.M.)、1994-1995年ニューヨークのスキヤデン・アープス・スレート・マー・アンド・フロム法律事務所に勤務、1995年ニューヨーク州弁護士登録、1996年北京の長城対外経済法律事務所に勤務。
2014年より西村あさひ法律事務所上海事務所首席代表。

専門は中国金融業務、バンキング、証券化/流動化、その他金融全般。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールドズ法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012-2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より西村あさひ法律事務所上海事務所代表。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No. 1494))等多数。

⁵ 設立の場合、①企業名称事前承認取得後・営業許可証発行前又は②営業許可証発行後 30 日以内。変更の場合、変更事項発生後 30 日以内(「外商投資企業設立及変更備案管理暫行弁法」5 条、6 条)



なかしま
中島 あずさ

西村あさひ法律事務所 北京事務所 パートナー弁護士 北京事務所首席代表

a.nakashima@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。2002年から2005年まで、中国・北京にて語学研修および業務研修。

2010年西村あさひ法律事務所入所。2013年より同北京事務所首席代表就任。

日系企業の対中投資、中国における M&A、会社法務、労働法務、取引法務を担当。

日本企業をクライアントとする中国での買収・合併案件、日本企業の再編に伴う中国関連会社の M&A 取引に多数関与。



おおいし かずや
大石 和也

西村あさひ法律事務所 北京事務所 弁護士 北京事務所代表

k.oishi@jurists.co.jp

主に日中間やグローバルでのクロスボーダー案件、特に M&A、投資、IT 関連の業務に従事。

2003年に弁護士登録し、多くの M&A 案件、日本企業の企業法務案件に従事する。

2008年から2010年まで中国北京に留学。北京大学法学院にて中国法を学び法学修士を取得。また北京の中倫律師事務所にて実務研修を行う。

2010年7月に復帰し、2011年10月より北京事務所代表。

IV UAE における包括的な倒産法の施行

執筆者: 森下真生

アラブ首長国連邦(以下「UAE」と言います。)には、包括的に倒産手続を定めた法律がなく、UAE のビジネス環境における重大な欠陥と指摘されていました(もともと、商事取引法(Commercial Transactions Law)と商事会社法(Commercial Companies Law)により、倒産手続自体は定められていました。)。ようやく昨年 2016 年に倒産法(Insolvency Law)が成立し、2016 年 12 月 29 日から施行されています。この新しい倒産法は UAE における倒産法制に大きな変化をもたらすものです。なお、UAE の倒産法は、GCC 諸国においては、初めての包括的な倒産法です。

1. 適用対象

倒産法は、①連邦法に基づき設立された会社、②連邦政府又は地方政府に一部又は全部を保有されている会社(但し、当該会社の定款又は根拠法によって、倒産法が適用されるとされている場合に限り。)、③フリーゾーン会社(但し、当該フリーゾーンにおいて独自の倒産法が存在する場合を除きます。)、④商事取引法上、商人(trader)と分類される個人及び⑤民事会社(以下「債務者」と総称します。)に適用されます。

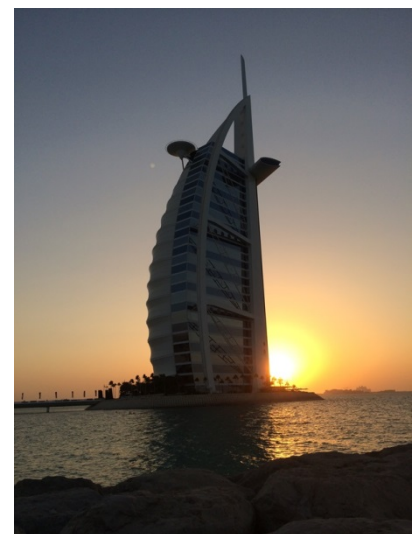
商事取引法上の商人である場合を除き、倒産法は個人には適用されません。商人以外の個人の倒産に関する法律は現在のところありませんが、今後制定が予定されています。

2. 手続

倒産法には、①債務者保護のための調停手続、②再生手続及び③破産手続の 3 つの裁判所を通じた手続が定められています。

①保護調停手続は、再生手続又は破産手続の対象となる支払不能状態ではないものの、資金難に陥っており、債権者との協議について裁判所の助けが必要な債務者が申し立てます。保護調停手続は、債務者と債権者が、裁判所の監督の下で債務の返済に関する合意をする手続です。合意の成立には、債権者の過半数と無担保債権者の債権のうちその価値の 3 分の 2 以上の承認が必要です。3 年以内の計画である必要がありますが、債権者の承認により更に 3 年間延長ができます。

一方、②再生手続及び③破産手続は、30 営業日超の期間、債務の支払を行えない債務者、10 万ディルハム(約 300 万円)以上の債権を有している債権者等が申し立てることができます。債権者が申し立てるためには、債務者に催告を行い、当該催告



【ブルジュ・アル・アラブと美しい夕日】

後 30 営業日以内に、当該債務が支払われなかったことが必要です。この債権金額と事前の催告の要件は、従前は求められておりませんでしたが、倒産法では、債権者による不合理な倒産申立てのリスクを低めるために要求されています。

申立後、裁判所が、再生可能と判断した場合には、再生手続へと移行します。再生計画は最大 5 年ですが、3 年延長が可能です。

これに対して、裁判所が、再生不能と判断した場合、債務者が債務を不当に免れようとした場合等には、清算手続に移行します。

3. 優先債権

倒産法は、担保債権者が、無担保の一般債権者に対して優先されることを定めています。また、倒産手続に関する裁判費用、裁判所により選任される専門家費用、退職金、最大 3 ヶ月分の未払賃金(但し、賞与及び手当は除く。)、政府機関への支払を含む一定の費用については、優先債権として扱われます。

しかし、債権者・債務者間の合意により優先劣後関係を設定した債権がいかに扱われるかについては、明らかではありません。

4. 取締役等の責任

倒産法では、裁判所が、債務者資産が、債務の 20%以上を支払うに十分でないと判断する場合、裁判所はその裁量により、全部又は一部の取締役又は業務執行者にその責めに帰す債務の全部又は一部を支払わせることができるとされます。

また、破産した会社の取締役、業務執行者等が、適切に帳簿を記録しなかった場合や、管財人に対して必要な情報提供をしなかった場合、又は故意に虚偽の情報を提供した場合、隠匿するために会社資産を処分した場合等には、当該者は、2 年以下の懲役を受けます。

上記は一例ですが、このように、倒産法は、取締役等の会社の業務執行を行う者が、倒産に関して決して軽くはない責任を負うことを定めていることには、十分留意が必要です。

5. 不渡り小切手

UAE では、小切手が不渡りになった場合、署名者が刑事責任を負うとされるため、会社倒産時には、会社小切手に署名していた取締役等が刑事責任を負うことがあります。そのため、会社の財務状況が悪化した場合、刑事責任を回避するために、小切手の署名者である取締役等が国外に逃亡することが少なくありません。この点は、UAE でのビジネスにおける大きなデメリットであるため、倒産法がこの問題を解決することが期待されました。

倒産法では、保護調停又は再生手続中は、不渡り小切手による刑事責任は追及されないとされるという形で上記の点に部分的に配慮していますが、このリスクを完全に払しょくするには至りませんでした。保護調停又は再生手続においては、小切手の保有者は他の債権者と同様に扱われます。

UAE の倒産法は、先進国の倒産法を参考にして作成されており、法律の内容自体は評価されています。しかし、UAE においては、法律があるものの実際の運用が不十分であるケースが少なくありません。裁判所や裁判所が選任する専門家が、倒産法下の新しい手続・制度を期待された通りに実施できるかについては懐疑的な見方もあり、倒産法の今後の運用が注目されています。



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 ドバイ駐在員事務所 弁護士 ドバイ駐在員事務所駐在代表
m.morishita@jurists.co.jp

2004年弁護士登録。2010-2011年総合商社法務部、2012-2013年ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所(ロンドン)、2013-2016総合商社電力部門(ドバイ)各出向。2016年より西村あさひ法律事務所ドバイ駐在員事務所駐在代表。UAE ドバイにおいて、中東・アフリカ関連業務に専従。

V 香港:競争条例(Competition Ordinance)の施行後 1 年 -競争委員会の活動を中心に 執筆者:岡田早織、佐藤寛之

香港の競争条例(Competition Ordinance)が 2015 年 12 月 14 日に完全に施行されてから 1 年が経過しましたので、以下、2016 年における法施行の状況及び 2017 年の展望等について概説します。

1. 競争条例の実施状況

(1) 通報及び質問

2015 年 12 月の競争条例完全施行以降、競争条例の執行機関である競争委員会(Competition Commission)には、1 年間で、約 1900 件の通報及び質問が寄せられました。そのうち半数以上は、第一行為規則(First Conduct Rule)(反競争的協定等の禁止)に関するもので、カルテル行為に関する通報及び質問がその 45%以上を占めました。カルテル行為に関する通報及び質問の半数以上は、ビッド・リギング(bid rigging)に関するものでした。一方、1900 件の通報及び質問のうち 20%程度は、市場支配力の濫用を禁止する第二行為規制(Second Conduct Rule)に関するものでした。

(2) 審査

施行後 1 年間の間に、130 件の事案が、審査の対象となりました。2016 年 12 月 14 日現在、そのうち 10%以上の事案が、さらに詳細な審査の対象となっています。

また、2016 年 5 月 31 日には、競争条例への違反が確認された事例として、The Hong Kong Newspaper Hawker Association の事例が公表されました。これは、The Hong Kong Newspaper Hawker Association が、メンバーに対して、特定のブランドのたばこ製品の推奨価格を値上げする旨の通知を発行したという事例です⁶。

(3) 経済団体の規則・ルールの変更

経済団体や業界団体の内部規則・ルールの中には、小売価格規制やフィー・スケールに関する合意が散見されたため、競争委員会は、経済団体や業界団体の内部規則・ルールが競争条例を遵守するよう働きかけを行いました。2016 年に競争委員会が、競争条例違反の恐れがあるものとして特定した 20 以上の業界団体のうち、19 の業界団体が、小売価格規制やフィー・スケールの合意を変更しました。業界団体が、その内部ルールを競争条例を遵守した内容に変更することにより、香港の市場のメンバーの競争条例遵守が促進されるものと考えられます。

2. ブロック・エグゼンプション

2016 年の第 3 四半期には、競争法委員会は、特定の SHIPPING・ライナー契約に関するブロック・エグゼンプション(一括適用除外規定)案を公表しました。ブロック・エグゼンプションが発効されると、要件を充足する SHIPPING・ライナー契約については、競争条例の定める第一行為規制(First Conduct Rule)の適用が除外されることとなります。

⁶ ただし、本件は、Association 側が、直ちに、メンバーに対する通知を撤回し、メンバーに対して、価格は各メンバーが独立して決定するものである旨の連絡をしたことから、競争委員会は、これ以上のアクションをとりませんでした。

3. 競争委員会による啓蒙活動

2016 年を通じて、競争条例への理解を高め、競争条例遵守の土壌を醸成するために、競争委員会による、競争条例についての積極的な啓蒙活動も行われました。このような啓蒙活動を通じて、競争委員会が、競争条例違反の恐れのある事例を把握したり、このような事例の証拠に接触するのにも役立っています。

4. 2017 年の展望

(1) 海外の競争当局との交流・協働

競争委員会は、2017 年も引き続き競争条例の強固な執行体制の確立・実行に向けた対応をしていく見込みです。その中で、香港現地法の専門家を招くこと、及び、国際的な経験も活かしていくことを表明しています。競争委員会は、近時、カナダの産業省競争局(Competition Bureau)との意向確認書(Memorandum of Understanding)を締結し、スタッフの交流、競争法に関する知識と執行経験に関する情報交換を促進することとなりました。競争委員会は、カナダだけではなく、多くの海外の競争当局との交流を行っていく予定です。

(2) 市場調査

競争委員会が 2016 年に行ってきた自動車燃料市場の調査はまもなく調査結果が取り纏められ、公表される予定です。また、自動車燃料のみならず、競争委員会は、様々な市場において、実務上存在する競争的な事項等についても検討を行っていく予定です。

(3) 実務の対応

2016 年は、既存の法律及びガイドラインの条項を前提とした、契約条項の整備等を中心に進められてきました。2017 年は、2016 年に競争委員会が公表したガイドライン案、競争委員会の執行状況等を踏まえて、より実務に即した形での契約条項の調整が進んでいくものと推測されます。



おかだ さおり
岡田 早織

Okada Law Firm(香港)* 弁護士

s_okada@jurists.co.jp

2000年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2013年香港 Registered Foreign Lawyer(日本法)登録。主として中国および香港関連案件を担当。2000～15年西村あさひ法律事務所。2010～13年西村あさひ法律事務所北京事務所首席代表。2013～15年、香港のメイヤー・ブラウン JSM 法律事務所に出向。2015年7月より香港の Okada Law Firm(香港)* 所属。

* 関連事務所



さとう ひろゆき
佐藤 寛之

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_sato@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。
香港関連案件に関与し、コーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。
2017年1月より香港の Okada Law Firm(香港)*へ出向予定。

* 関連事務所

VI インド破産倒産法の施行

執筆者：久保光太郎、桑形直邦、Deepak Sinhmar

1. 始めに

2016 年 12 月 1 日、2016 年破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016。以下、「破産倒産法」といいます) の主要部分が施行されました。

破産倒産法が制定される前、インドにおいては統一的な倒産法制が存在せず、疾病産業会社に関する SICA (Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985)、会社法等の複数の法令が適用されていました。中でもこれまでインドの倒産手続の中で中心的な役割を果たしてきたのは SICA でした。SICA は特定の業種の会社のみ(主として製造業)を対象とし、当該会社の純資産 (networth) の毀損を申立要件として、政府機関である産業金融再生委員会 (BIFR、Board for Industrial and Financial Reconstruction) の管理監督下における再生手続を定めていました。SICA 手続はひとたび申し立てられると、原則として債権取立訴訟等の手続中断効果が生じるところ、手続中断効果が広く認められていたため、個々の債権者からの債権の取立を回避したい債務者による濫用が問題視されておりました。また実務上は SICA 以外にも複数の倒産手続が並行して係属することも多く、実効的かつ単一の倒産法制の必要性が議論されていました。破産倒産法はそのような問題意識に応えるものとして制定されました。なお、破産倒産法の施行に伴い、SICA は 2016 年 12 月 1 日付で失効し、同時に BIFR も廃止されました⁷。

2. 主要な特徴

破産倒産法の主要な特徴について、SICA との対比で説明します。

- ① SICA は、特定の業種の会社のみ(主として製造業)を対象としておりました。これに対して、破産倒産法は、業種を問わず(サービス業も含む)広く会社組織に適用され、また、現時点では未施行ながら今後パートナーシップや個人に対しても適用されます。
- ② SICA においては BIFR が、債務者の事業の再生のみを取扱い、会社の清算については会社法に基づき通常の高等裁判所に委ねられておりました。これに対して、破産倒産法は、統一的な倒産法制として制定されたことから、再生から清算まで倒産手続を扱う専門機関として会社法審判所 (NCLT、National Company Law Tribunal) を設け、より迅速かつ実効的な手続がとられることが期待されています。
- ③ SICA は、債務者の純資産 (networth) の毀損を申立要件としておりました。これに対して、破産倒産法は原則として 10 万ルピー以上の債権の不払い (デフォルト) を申立要件として定め、手続開始に際して純資産の毀損の判断を要しないこととしました。
- ④ SICA では、金融債権者 (financial creditor) と商取引債権者 (operational creditor) の区別が法制度上、明確ではありませんでした。しかし、破産倒産法では、それぞれの定義を明確化し、申立や債権者委員会といった手続きへの関与の仕方について区別して取り扱われることになりました。
- ⑤ SICA は、BIFR の管理監督を受けるとはいえ、債務者が主導する手続としての側面を強く有しておりました。これに対して、破産倒産法は債権者 (特に金融債権者) の立場及び利益を重視し、債権者に対して広く手続への関与を認めています。原則として金融債権者によって組織される債権者委員会には、債務者の再生又は清算の方向性を提案する権限が認められています。
- ⑥ SICA は、原則として国営銀行等によって構成されるオペレーティング・エージェンシーに債務者の再建計画案を作成する権限を与えていました。破産倒産法はこれに代えて倒産専門家 (Insolvency Professional) という制度を設け、より専門的な見地から債務者の再建計画案を作成することとしております。倒産専門家には、弁護士、公認会計士や会社秘書役等の専門

⁷ 2013 年、インド政府は 1956 年会社法に代えて 2013 年会社法を制定しましたが、2013 年会社法には SICA を実質的に置き換える条文が含まれており、施行が待たれていました (第 19 章 253 条～269 条)。しかし、この度の破産倒産法の制定及び施行に伴い、2013 年会社法の該当条文は削除され、破産倒産法に一本化されることが確定しました。

家になることが想定されています。

- ⑦ SICA の手続は長期化することがしばしばありました。破産倒産法は手続の迅速化を図ることを目的のひとつとしており、原則として申立受理から 180 日以内に手続を終結させることを定めています(但し、90 日間の延長が 1 回に限り許容されます)。

3. いくつかの実務上の留意点

以上のような特徴を有する破産倒産法ですが、日本企業及びそのインド子会社等にとってはどのような影響があるでしょうか。以下、日本企業にとっての破産倒産法の利用法と影響を検討します。

- ① 金融債権者としての立場: 日本企業がインド企業に対して貸付金等の債権を有している場合において返済が受けられなかった場合、金融債権者としてインド企業に対して破産倒産法に基づく手続を申し立てることが考えられます。金融債権者として手続を申し立てる場合、重要となるのは債務者の債務全体における自己の債権額の割合です。再建計画案の提案を含む全ての債権者委員会の決議は、原則として金融債権者の債権額に応じた 75%以上の議決権によって決せられます。なお、債務者である合併会社による金融機関からの借入れについて合併会社の株主が保証債務を履行したことにより求償権を有した場合、金融債権者として扱われると解されますが、当該株主が関連当事者(related party)に該当する場合には、債権者委員会において議決権を行使することができないとされているので注意が必要です。
- ② 商取引債権者としての立場: 日本企業がインド企業に対して物品の販売やサービスの提供等をしたにも関わらず、代金等の支払いを受けられなかった場合、商取引債権者 (operational creditor) としてインド企業に対して破産倒産法に基づく手続を申し立てることが考えられます。商取引債権者は手続の申立てをするとともに、再建計画案の提出をすることも可能ですが、債権者委員会の決議は金融債権者の議決に委ねられるのが原則であるため、金融債権者の意向を無視することができないという制約があります(なお、債務者に金融債権者が存在しない場合には商取引債権者も債権者委員会において議決権を有します)。したがって、商取引債権者としては、従来型の代金支払い等に向けた民事訴訟等の選択肢と比較して、その戦略を立てることが必要となります。
- ③ 債務者の株主としての立場: また、今後は日本企業が株主となっているインド現地子会社及び合併会社において、債権者から破産倒産法の手続を申し立てられる事態も想定しておくことが必要となります。従来の SICA との関係では、現地子会社等の純資産の毀損状況を注視する必要がありましたが、今後は債務(10 万ルピー以上)の不払いの有無に注意を払う必要があります。また、債務者自身も手続を申し立てることが可能であるため、今後は場合によっては破産倒産法の手続を利用して財務状況の改善を図ることも選択肢のひとつになると考えられます(もっとも、かかる場合、上述のように、債権者委員会を構成する金融債権者の意向を無視した形で事業の再生を図ることはできないのが原則です)。

4. 終わりに

インドでは 2013 年新会社法施行の際もそうでしたが、新法の制定に際して実務が固まるまでには相当程度の期間を要するのが通常です。特に破産倒産法の枠組の下での倒産専門家の育成が急務であるとともに、今後、細目的な規定が発出され、実際の案件が積み上がっていく中で、破産倒産法の実務も固まっていくことが予想されるため、引き続き状況を注視することが肝要です。



くぼ こうたろう
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k.kubo@jurists.co.jp

2009-10 年、アマルチャンド・マンガルダス法律事務所デリー・オフィス(現 Shardul Amarchand Mangaldas & Co)に出向。それ以来、インドにおける M&A、JV から紛争、危機管理、競争法案件まで、日系企業のインド・ビジネスに関し幅広い助言実績を有す。2016 年 4 月、シンガポール事務所から東京事務所に帰任。



くわがた なおくに
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

n.kuwagata@jurists.co.jp

弁護士(2004年登録)、ニューヨーク州弁護士(2012年登録)。2014年インドの会計コンサルティングファームに出向。インド案件では近時、コンプライアンス、M&A、各種契約アドバイス、紛争対応などの案件に注力。



ディーパク シンマー
Deepak Sinhar

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

d.sinhar@jurists.co.jp

2003年インド弁護士登録。インドのDSK法律事務所において日系企業案件に専門的に従事した経験を経て、2015年西村あさひ法律事務所に入所後、現在は東京においてインドにおける日系企業の投資、ジョイントベンチャー、M&A、一般企業法務、商事紛争を扱う。

VII インドネシアの独占禁止法改正動向

執筆者: 吉本祐介

1. インドネシアの独占禁止法

インドネシアの現行の独占禁止法(独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関する法律)は、1999 年に制定されました。しかしながら、①合併や支配権の取得に伴う届出が、合併等の効力発生後に行うこととされていること、②独占禁止法違反を自主的に申告することにより課徴金の減免が受けられるというリーニエンシー制度が存在しないことなど、他国の最近の独占禁止法に見劣りするものとなっていました。

そのため、2010 年から独占禁止法改正の議論が始まり、2014 年からは独占禁止法改正案がインドネシア議会(Dewan Perwakilan Rakyat)の優先審議法案(Prolegnas Prioritas)とされています。

2. 独占禁止法改正案

独占禁止法改正案では、以下のような改正が予定されています。

- 事業競争監視委員会(Komisi Pengawas Persaingan Usaha、以下「KPPU」といいます。)に搜索権限が付与されるなど、KPPU の権限が強化されています。
- KPPU への届出が必要な行為として、現行独占禁止法における合併、統合及び買収に加えて、事業譲渡及び合併会社の設立が追加されます。
- 事業者が合併等を行う場合、KPPU への届出が現行独占禁止法では合併等の効力発生後 30 日以内とされていますが、改正独占禁止法では、合併等の効力発生前に KPPU の承認を得ることが必要とされています。
- リーニエンシー制度が導入されます。何番目の届出までどの程度の課徴金の減免が得られるかなど、リーニエンシー制度の詳細は、KPPU が別途制定する規則により定められることになります。
- 現行独占禁止法では、知的財産権のライセンス契約やフランチャイズ契約が独占禁止法の適用除外とされていますが、改正独占禁止法では、このような適用除外が廃止されています。

3. 独占禁止法改正案の成否

独占禁止法の改正案は、インドネシア議会の優先審議法案とされていますが、一般的に優先審議法案であっても法案が制定する可能性は高くありません。2016 年は、51 法案が優先審議事項とされていましたが、実際に成立したのは 10 法案程度に過ぎませんでした。

特に独占禁止法のように、法律改正により利益を受ける者が消費者一般と抽象的になってしまう法案については、法律制定が後回しにされてしまうことが予想されます。

しかし、ジョコウィ大統領は、昨年ゴルカル党を与党陣営に引き込むことに成功し、議会の多数派を占めるようになったことから、今後は法案制定を加速させていくことが見込まれます。リーニエンシー制度など改正独占禁止法制定前のカルテルなどにも遡って適用される事項もありますので、独占禁止法改正につき注視していくことが薦められます。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。日本企業のインドネシア進出、コンプライアンス問題などを幅広くサポート。

VIII 施行が近づくマレーシア改正会社法案

執筆者：山中政人、眞榮城大介

過去にこのニューズレター(2015 年 1 月号)でも取り上げたことがあります。マレーシアの改正会社法法案(以下「法案」という。)が 2016 年 4 月 4 日に国会にて承認され、いよいよ 2017 年第一四半期にも施行されると言われています。この改正は、概要、マレーシアで事業を開始し、継続するためのより柔軟かつ効率的な規制のフレームワークの構築、コーポレート・ガバナンスの強化、会社運営を行う取締役の説明責任の促進が目的となっています。特に今回の改正では下記の点に注目できるかと思えます。マレーシアで会社を設立したり、合併会社を設立したりする中で、今回の改正は、その手続をスムーズに行うことに資するものと言えます。

1. 会社設立の簡易化

現行法では、株式会社の株主は最低 2 名が必要であり、また取締役(居住取締役)も最低 2 名が必要とされていますが、法案では株主、取締役(居住取締役)とも 1 名で足りるものとされています。そのため、従前認められていなかった一人株主が取締役を兼務する会社の設立が認められることになりました。これにより、資産運用会社など、マレーシアの会社法上の会社を用いることができる場面は、今後増加していくものと考えられます。

2. 会社の運営の効率化

マレーシアでビジネスを行う際によく用いられる private companies(株式の譲渡に関して制限が定款上あり、かつ株主の人数が 50 名を超えない会社)では、定時株主総会を行うことが義務付けられなくなります。これにより、private companies において、監査済み財務書類は、定時株主総会にて報告される代わりに、株主に回付されることとなります。また、株主全員の同意がなくとも、株主総会を開催した場合と同様の要件の株主が署名すれば、株主総会での書面決議も行うことができることとなります。

3. 額面株式・授權資本枠制度の撤廃

マレーシアでは、従前、額面株式の定めと授權資本制度があり、新規に発行する株式は原則定められた額面以上のものでなければならず、また、定款に定められる株式の範囲を超えて取締役が株式を新規発行することができませんでした。特に会社の1株あたりの価値が、額面株式未満になっている場合には、株式による資金調達を困難にしていました。かかる制度は英国法系の会社法にかつて多くみられたものではありませんが、シンガポールや香港などは、より柔軟な株式による資金調達等を可能にするため、かかる制度を廃止してきました。マレーシアでも今回の会社法改正により、かかる制度が廃止されることになりました。

4. 会社のソルベンシー・テストの新要件

配当宣言、裁判所の命令のない減資、フィナンシャル・アシスタンス及び優先株式の償還並びに自己株式の買入れなど、会社の資本が外部に流出し得る行為を行う場合には、それにより会社の債権者に悪影響を及ぼさないか、会社の取締役がその行為により会社の支払能力に悪影響が生じないことについて、法定の要件に基づき確認する必要があります(ソルベンシー・テスト)。今回の改正では、かかる手続に応じて、新たなソルベンシー・テストの要件を導入しています。例えば、配当の場合には、取締役は、会社がその債務を、その行為後12ヶ月の範囲内に履行期になった債務を弁済できる状態にしなければなりません。かかるソルベンシー・テストに違反がある場合には、取締役は、民事上・刑事上の責任を負わなければならない場合があります。

5. 会社の新しい救済手続の導入

今回の会社法改正により、財務上、困難の生じている会社を救済するための新しい二つの機能が導入されます。これにより、その債務整理、企業としての継続性の維持及び清算の回避を図り得ることになります。

その一つ目は、英国から導入した、新しい任意再生のアレンジメントであり、裁判所の関与を最小限に抑え、より迅速かつ低廉な手続を行うことができるようにするものです。対象企業の経営陣は、独立した倒産の専門化により承認を得た債務整理の提案をし、その債権者の債権額の75%相当の債権者の承認により、その提案を受け入れるか否かを決めるものであり、それにより全債権者が拘束されることとなります。

二つ目は、シンガポールと英国の制度をもとにした司法管理システム(Judicial Management System)です。会社の経営は、かかる手続中、独立した倒産の専門家で、裁判所より選任された管財人(judicial manager)に委ねられます。会社は、裁判などの法律上の手続からの保護など、非常に広範な債務猶予を与えられます。これは、会社及び管財人に、時間的な猶予を与え、会社が事業継続できるようにするためのものです。管財人は、債務整理計画を作成し、承認を受けるためにその債権者にこれを提示することとなります。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所
共同代表

m.yamanaka@jurists.co.jp

2002年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手がけ、日本の企業のグローバル・オファリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでのIPOに関与する。香港のキャピタル・マーケットの知識・経験を広げるため2011年より2012年まで香港のノートン・ローズ法律事務所に出向した後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール・オフィスにて共同代表として日本企業のアジア展開をサポート。



ま え し ろ だいすけ
眞 榮 城 大 介

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

d.maeshiro@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。アメリカの法律事務所での研修を経て現在はシンガポールオフィス勤務。東南アジアにおけるM&A案件、一般企業法務案件に広く携わる。

Ⅸ ミャンマー法実務:2017 年に向けての展望

執筆者:湯川雄介

2015 年の歴史的な総選挙を踏まえた新政権の樹立など、ミャンマーにとって 2016 年は大きな転機となる一年でしたが、幸いにも政権の移行は大きな混乱もなく行われました。他方、外国投資の現場においては、上記政権移行の様子を慎重に判断したい投資家による様子見傾向や、ミャンマー投資委員会(MIC)の新委員選任に時間を要したことに伴う投資審査の停滞等もあいまって、特に前半は低調ムードでしたが、夏以降は従来以上の堅調な投資意欲が感じられたように見受けられました。

このような中、進出日系企業の数も順調に推移し、2016 年 12 月中旬現在でのミャンマー日本商工会への登録会社数も 330 社(前年 280 社)と引き続き大きな伸びを見せています。同年 6 月からはミャンマーにおける投資環境の整備を促進・迅速化するための具体的な取組を両国の官民双方の関係者の間で議論するための枠組みである日ミャンマー共同イニシアティブの第二フェーズも開始され、ミャンマー側の日本の投資に対する強い期待も感じられています。

さらに、10 月には米国による経済制裁の全面的な解除がなされました。米国による経済制裁は日系企業を直接的なターゲットとしたものではないとはいえ、ミャンマー進出における事実上の高いハードルとして機能してきました。このような経済制裁が解除されたことに伴い、ミャンマーにおける業務提携先の選択肢が格段に増えるとともに、送金実務も大幅に円滑化し、大いなる追い風となることが期待されます。

本稿では 2016 年のミャンマーにおける法実務を振り返るとともに、2017 年を展望してみたいと思います。

1. 新投資法の導入

2016 年 10 月に旧外国投資法とミャンマー国民投資法を統合したミャンマー投資法(以下「新投資法」といいます。)が成立しました。新投資法のポイントは複数ありますが、その大きな特色の一つは民間保有不動産の 1 年を超える賃借につき、従来は MIC の投資許可⁸を得なければ認められなかったものが、「エンドースメント」と呼ばれるより簡素な手続で認められるようになったことでしょう⁹。これにより、不動産の長期賃借の実務上のハードルが下がり、不動産の安定的な利用を確保できる環境に向けての改善がなされたと評価し得ます。

他方、新投資法の制定にともない法律上は旧外国投資法は廃止されたにもかかわらず、新投資法の制定に伴う細則の未整備等の事情により、2016 年 12 月末日までは旧外国投資法に基づく投資許可申請を認めるなど過渡的な運用がなされていました。そして、結果的に、2016 年内には新投資法の細則や、規制事業領域を定める告示等の制定もなされなかったため、2017 年 1 月以降、投資許可申請がどのような手続・フレームワークでなされるのかについては不透明感がなお残っており、上記不動産賃借に係るエンドースメント手続の利用を含めた新投資法の本格的な運用開始には、なおもう少しの時間を要しそうです^{10 11}。

新投資法に基づく投資に関する早期のルールの特明確化が望まれるとともに、投資を検討する企業にとっては直近の運用について当局への確認等を通じて慎重に見極める必要があるでしょう。

2. 新会社法の制定

現在ミャンマーにおいては、制定後 100 年以上が経過した現行会社法を全面改正する新会社法の制定に向けて鋭意準備が進められており、ミャンマー政府筋によるとその時期はミャンマーにおける新年度の開始月である 2017 年 4 月をターゲットとしているとされています。

⁸ ティラワ経済特区における投資許可を得ることによっても長期賃借は可能です。

⁹ ミャンマーにおいては原則として外国人・外国企業による不動産(土地・建物双方)の所有及び 1 年を超える賃借が禁止されており、外国投資法又は経済特区法に基づく投資許可を受けた場合に限り例外的に長期賃借が可能になるという枠組みとなっています。

¹⁰ 2017 年 1 月中旬に新投資法の細則案が公表されましたが、まだ全体の一部に過ぎず、今後更なる明確化が期待されます。

¹¹ MIC の当局担当官の非公式なコメントによると、新投資法の細則が定められるまでの間は、新投資法に基づく投資許可申請は旧法に準じた手続で行われるとのことでした。

新会社法における最重要ポイントはなんといっても「外国会社」の定義の変更でしょう。現行会社法上は外国投資家が 1 株でも株式を保有すると「外国会社」とされ、前述の不動産利用を含めた各種外資規制の対象となりますが、新会社法によると 35%(直接・間接を含みます。)迄の外国投資家による株式保有であれば外国会社に該当しないこととされ、ミャンマー内資会社として外資規制を受けることなく事業活動を行う事ができるようになることが期待されています。

また、新会社法においては各種種類株式に関する規定の明確化が図られ、現在は事実上殆ど存在しない種類株式発行会社が増えることが想定されます。これらの一連の変更に伴い、マイノリティ出資を行うことを希望する外資企業による M&A が増加することが見込まれますが、他方、外資の受入経験に乏しく家族経営的な形態で長年運営されてきた現地企業との間での認識の齟齬も生じることも想像に難くありません。投資の実行にあたっては、慎重なデューディリジェンスの遂行、株主間契約等の締結交渉に際しての投資後のオペレーションに関する理解の十分な摺り合わせ等、「投資新興国」であるミャンマーならではの様々な留意事項に配慮しながら進める必要があるでしょう。

3. 金融機関関連規制

2016 年 1 月には、金融機関規制に関する新法である Financial Institution Law(以下「金融機関法」といいます。)が制定されました。金融機関法は、金融セクターに対する包括的な規制を規定するものであり、特に、リースやファクタリング等のいわゆるノンバンク業務を行う事業体の設立、運営に関して明確な根拠法ができたことは、同国へ当該事業の進出の下地として重要な意義を有すると思われます。

また、同年 8 月にはマイクロファイナンス事業法に基づく複数の通達が発出され、基本的に事業規制を緩和する方向での運用の改正がなされた点も特筆すべき点でしょう。

金融機関法については、個別の事業に関する規制細則が未だ制定されていない等、今後の運用を待たねばならない点もありますが、ここ数年の金融機関の外資開放という大きな流れとも相まって、上記の法整備を踏まえ、2017 年はミャンマー中央銀行を始めとするミャンマー金融当局に対して継続的・積極的なアプローチをすること等を通じて更なる外資開放への途が開けていくことが大いに期待されます。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@jurists.co.jp

1998 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M)。

2013 年よりミャンマーに駐在し、ミャンマー進出を検討する日本企業へ外資規制、MIC・ティラワ投資許可手続、合併関係、労務等を含む法的アドバイスを広く提供。

X フィリピン競争法による企業結合事前届出制度について

執筆者: 佐藤正孝

フィリピンでは、2015 年 8 月 8 日に競争法が施行され、さらに、2016 年 6 月 18 日に競争法施行規則が施行されました。競争法施行規則により、企業結合取引の事前届出が具体的に開始され、フィリピンにおける企業結合取引のスケジューリングに大きな影響を与えることになりましたので、競争法施行規則が定める事前届出制度の概要について、紹介します。

1. 企業結合における事前届出要件

競争法施行規則は、フィリピン競争委員会(Philippines Competition Commission)(PCC)に対する事前届出が必要となる企業結合取引について、以下の通り定めています。具体的には、下記(1)の企業結合取引の当事者の規模の要件と、下記(2)(a)乃至(d)の取引類型に応じた取引規模の要件のいずれかを、いずれも満たした場合に、事前届出が必要となります。なお、下記(2)(e)の

ジョイントベンチャーの場合には、下記(1)の当事者規模の要件は適用されない、というのが現時点における PCC の解釈になります。

(1) 企業結合取引の当事者の規模

企業結合取引を行ういずれかの当事者の究極の親会社及び当該親会社が直接又は間接に支配する会社のフィリピンにおける売上又は資産の総額が 10 億ペソ以上であること

(2) 取引類型に応じた取引の規模

(a) フィリピン国内の資産の取得

- (i) 取得されるフィリピン国内の資産の総額が 10 億ペソ以上であること、又は
- (ii) フィリピンにおいて取得されるフィリピン国内の資産から生み出される売上が 10 億ペソ以上であること

(b) フィリピン国外の資産の取得

- (i) 資産を取得する者がフィリピン国に保有する資産の総額が 10 億ペソ以上であること、及び
- (ii) フィリピン国外の資産から生み出されるフィリピンでの売上が 10 億ペソ以上であること

(c) フィリピン国内及び国外の資産の取得

- (i) 資産を取得する者がフィリピン国内に保有する資産の総額が 10 億ペソ以上であること、及び
- (ii) フィリピン国内の資産から生み出されるフィリピン国内での売上及びフィリピン国外の資産から生み出されるフィリピンでの売上が合計 10 億ペソ以上であること

(d) フィリピンの株式又は持分の取得

- (i) ①買収される企業及び当該企業が支配する会社が保有する資産の総額が 10 億ペソ以上であること、又は②買収される企業及び当該企業が支配する会社のフィリピン国内での売上が合計 10 億ペソ以上であること、及び
- (ii) ①買収者が、その関連会社と合計して、買収される企業の株式又は持分の 35%超を取得する場合、又は②既に関買収される企業の 35%超の株式又は持分を保有している企業が、当該買収される企業の 50%超の株式又は持分を取得する場合

なお、買収される「企業」は、競争法施行規則の文言上は、フィリピン企業に限定されておられません。従って、フィリピン国外の会社の株式を購入する場合であっても、その会社がフィリピンに子会社を有している場合、又はフィリピンへの売上げがある場合には、上記の要件に該当し、事前届出が必要になる場合がある点に留意する必要があります。

(e) ジョイントベンチャー

- (i) フィリピンにおいて統合される資産又は合併会社に投資される資産の総額が 10 億ペソ以上であること、又は
- (ii) フィリピンにおいて統合される資産若しくは合併会社に投資される資産からフィリピン国内で生み出される売上の合計が 10 億ペソ以上であること

なお、(e)ジョイントベンチャーの場合における資産には、合併の当事者が保有しているか否かを問わず、将来合併会社に移転さ

れることが合意されている資産、及び、合併当事者が合意した貸付その他の義務を含むとされています。

2. 事前届出のタイミング

フィリピンでは、他の国の競争法の制度とは異なり、最終契約を締結する前に、事前届出を行わなければならない点に留意が必要です。実務上は、最終契約のドラフトについて当事者間での協議が整った時点で、PCC のクリアランスが得られた場合には、添付の書式の最終契約を締結するという法的拘束力のある合意書を当事者間で別途締結し、後者の合意書を PCC に提出し、PCC のクリアランスが得られ次第、最終契約を締結するという取り扱いがなされることが多いです。

3. 審査期間

事前届出を行った場合、以下のスケジュールに従って、PCC は企業結合取引の審査を行うものとされています。

- (1) 事前届出から 15 日以内に、PCC は、事前届出の提出が完了したかどうかの審査を行い、完了していないと判断した場合には不備又は未提出の書類若しくは情報、又は事前届出の提出が完了した旨をそれぞれ通知する。なお、PCC が事前届出の提出が完了した旨を決定した場合に限り、待機期間のカウントダウンが始まる。
- (2) 事前届出の提出の完了から 30 日以内に、PCC は第一次審査を行う。
- (3) 第一次審査の期間中、PCC は、第二次審査に必要な情報を追加で提出するよう求めることができ、当該追加情報を受領した日から 60 日以内に第二次審査を行う。PCC の審査期間は、上記(1)の事前届出の提出が完了した日から 90 日を超えないものとする。但し、追加情報の提供依頼があった日から 15 日以内に当該追加情報の提出ができなかった場合、事前届出の有効期間は満了したものとみなされ、事前届出を再提出しなければならない。もともと、当事者が、当該追加情報の提出期間の延長を求めた場合には、提出期限及び審査期間はそれに応じて延長される。

なお、審査期間中に何らの決定が行われなかった場合には、クリアランスは取得したものとみなされます。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
m.sato@jurists.co.jp

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスをを行う。現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。

XI シンガポールにおける退職後の競業避止義務と他の英国法系の国々との比較 執筆者：山中政人

取締役や執行役員などの、事業のキーとなる者との間の雇用契約には、秘密保持条項などとともに、雇用契約期間中及び契約終了後の一定期間、一定地域において、その会社の事業と競業する事業を行ったり、競業事業を行っている企業で勤務することを禁止する条項(競業避止義務条項)を含めていることが多いです。これにより、その企業で積み上げてきたノウハウや企業機密、クライアントの流出を防ぐことが可能になります。日本の裁判例においては、このような条項は、職業選択の自由を阻害するものとして、特約における制限の期間・範囲(地域/職種)を最小限にとどめることや一定の代償措置を求められるなど、基本的には会社側にとって厳しい態度がとられる傾向にあります(一例として、キョウシステム事件(大阪地方裁判所平成 12 年 6 月 19 日判決)、新日本科学事件(大阪地方裁判所平成 15 年 1 月 22 日判決)等)。

1. シンガポールにおける退職後の競業禁止義務

シンガポールにおいても、取締役や執行役員と企業間での競業禁止義務条項の有効性はよく問題になります。特に、企業買収の場合には、従前より働いている取締役や従業員の存在に左右されるときには、これらの従業員がすぐに退職して、競業する事業を行ってしまえば、折角買収した企業の価値がすぐに毀損してしまうおそれがあり、有効な競業禁止義務条項とすることは重要性が高いです。

もっとも、このような競業禁止義務条項はかかる取締役等の職業選択の自由を制限をかけるものであり、制限的に認めるべきとの考え方はシンガポールでも同じであります。シンガポールにおける雇用期間終了後の競業禁止義務については、下記の場合を除き、原則無効とされています。

- (a) 別の条項により保護されていない、認識されている法的な私有利益を保護するためのものであること。この点、シンガポールの裁判所は一般的に、雇用者は、(i) 取引や事業の関係の保護、(ii) 安定した訓練された労働力の維持及び (iii) 営業秘密若しくは営業秘密に類する秘密情報の保護に、この法的な私有利益を有するものと認識している。
- (b) 条項が当事者の利益にとって合理的なものであること。
- (c) 条項が公共の利益にとって合理的なものであること。

シンガポールの裁判所では、競業禁止義務を、関連する法的な私有利益を保護するのに必要な範囲でのみ執行可能としており、雇用期間終了後の競業禁止義務の有効性については、①制限の期間と②制限の地理的及び事業範囲が合理的かどうかを検討されています。その判断は、明確な基準が定められているものではなく、ケース毎に判断されることになります。

実際上は、上記の点を考慮して、半年から2年ほどの制限が課されていることが一般的には多いように思われ、また、地理的な範囲と事業範囲としても、実際に実業を行っているか今後行う蓋然性が高い範囲に限定されなければならないでしょう。

2. 他のアジアの英国法系の国との比較

シンガポールは英国法系の法律の国であり、香港、マレーシア及びインドなど英国法を元にして国においては会社法の体系など法律の内容も非常に近いです。もっとも、退職後の競業禁止義務についての考え方については多少の違いがあります。

香港はシンガポールと非常に近い考え方をもっており、その有効性を、期間及び地理的範囲を限定して、合理的な範囲内で有効としています。他方、マレーシアやインドでは、より厳格な態度をとっています。まず、マレーシアでは、Contract Act 1950 第28条において、「何者かが法によって認められた何れかの種類の職業、取引、又は事業を行うことを制限するあらゆる契約は、その範囲において、無効となる」¹²旨を定めています。この規定については一定の例外が設けられているものの、雇用期間経過後の従業員に対する競業禁止義務は、原則として無効ということになります。また、インドでも Indian Contract Act 1872 において同じ文言の規定があるため、雇用期間終了後の従業員に対する競業禁止義務が無効とされています。

英国法系の国ということでも同様の結果とならない場合がある一例であり、これらの国々の企業買収を行う際には注意をしなければならない点であります。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所
共同代表

m.yamanaka@jurists.co.jp

2002年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手がけ、日本の企業のグローバル・オファリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでの IPO に関与する。香港のキャピタル・マーケットの知識・経験を広げるため2011年より2012年まで香港のノートン・ローズ法律事務所に出向した後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール・オフィスにて共同代表として日本企業のアジア展開をサポート。

¹² 原文は以下の通り: every agreement by which anyone is restrained from exercising a lawful profession, trade, or business of any kind, is to that extent void

XII スリランカ ～2017 年外国投資の呼び込み強化～

執筆者:久保光太郎、鈴木多恵子

人口約 2000 万人、北海道程度の国土と小国ながら、海運をはじめとする物流に便利な南アジアのロケーションや、高い教育水準を背景に IT 等を利用したアウトソーシング先としての利用が注目され、外国投資が拡大しているスリランカ。外国投資(FDI)規制も他のアジア新興諸国と比べると緩やかで、日系企業も既に約 130 社¹³が進出していますが、先日発表された 2017 年予算案では、更に外国投資を促進する法改正等の方向性が示されましたので、以下概要を紹介します。

1. 外資企業等の土地取得制限の緩和

外資企業を含む外国人によるスリランカの土地取得は制限されていましたが、以下の 2 つの点で規制が緩和されることになっています¹⁴。

第一に、土地(外国人制限)法(Land (Restrictions on Alienation) Act, No.38 of 2014。以下「土地法」といいます。))により、スリランカでは、2013 年 1 月 1 日以降、以下①～③の者に対しては、原則としてスリランカに所在する土地の所有権移転が禁止されていましたが(同法 2 条(1))、2017 年予算案では、②の要件に関し、上場会社は除外されることが示されました。その結果、外国資本の割合が 50%以上であるスリランカ現地法人であっても上場会社である限り、土地を所有することが可能になりました。

	土地法(2013 年 1 月 1 日施行)	2017 年予算案
①	外国人(外国籍の個人)	同左
②	外国資本の割合が 50%以上であるスリランカ現地法人	外国資本の割合が 50%以上である <u>非上場</u> のスリランカ現地法人
③	スリランカに支店設立等により進出している外国会社	同左

第二に、例外的に外国人への土地所有権の移転が認められていた以下の場合に関して(同法 3 条)、2017 年予算案はコンドミニアム建築物について 4 階以上の区画との制限を撤廃し、どの階の区画でも譲渡が認められることを示しました。

- ・ 外国政府等へ譲渡された土地
- ・ 4 階以上のコンドミニアム建築物の 1 区画
- ・ 2013 年 1 月 1 日より前に適法に外国人等へ譲渡された土地
- ・ 外国資本割合が 50%以上となる銀行が、ローン回収のための競売又は抵当権に基づき、又は、ローン回収のための裁判所の判決執行により取得した土地
- ・ 外国資本割合が 50%以上となるファイナンスリース機関が、リース契約の担保として、又は、ローンの回収のため裁判所の判決執行により取得した土地
- ・ その他、政府の事前許可を得た場合

なお、この点に関連し、税務面での規制緩和は既になされています。即ち、土地法で外国人等への土地譲渡が原則禁止とされた他方で、外国人等がスリランカで土地を利用する場合、期間を最長 99 年とするリース契約が認められており(同法 5 条)、当該リース料に対しては、2013 年 1 月 1 日以降、原則 15%の税金と所定の印紙税が課されていましたが、2016 年 1 月 1 日付で施行された税制改正により、当該 15%のリース料に対する課税は廃止されました。これにより、土地のリースを受ける外資系企業の負担は軽減されています。

¹³ ジェトロコロンボ事務所の調査によります(https://www.jetro.go.jp/world/asia/lk/basic_01.html)。

¹⁴ 本稿執筆時点で施行日は未定です。

2. 外国投資促進に向けた組織改革等

2017 年予算案は、外国投資の更なる促進及び手続の迅速化を図るため、新たに Agency for Development (開発庁) を創設し、同庁が外国投資のワンストップショップ窓口として機能するほか、既存の関連機関である Board of Investment (投資庁) や Sri Lanka Port Authority (スリランカ港湾局) を指揮、指導する役割を担うことが発表されています。また、1 億米ドル以上の建設事業等の大型の外国投資については、政府との個別の折衝により、減税措置等の投資インセンティブが与えられることも発表されています。

以上の外国投資への積極的な政策をうけて、2017 年の日系企業のスリランカへの投資拡大が期待されます。



くぼ こうたろう
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k.kubo@jurists.co.jp

2009-10 年、アマルチャンド・マンガルダス法律事務所デリー・オフィス (現 Shardul Amarchand Mangaldas & Co) に出向。それ以来、バングラデシュ・スリランカを含む南アジア・ビジネスに関し幅広い助言実績を有す。2016 年 4 月、シンガポール事務所から東京事務所に帰任。



すずき たえこ
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士

t2.suzuki@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。以降、南・東南アジアを中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012 年 5 月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向 (2012 年 11 月までムンバイオフィス、同年 12 月よりバンガロールオフィスに勤務) を経て、現在は東京事務所にて勤務。

* 本稿作成に際しては、スリランカ現地の法律事務所 DL&F de Saram の Savantha de Saram 氏に協力を得ました。

XIII 台湾における最新の個人情報保護法制について

執筆者: 孫櫻情

1. はじめに

台湾においては、個人情報の収集、処理又は利用に関する事項については、個人の人格権の侵害の防止及び個人情報の合理的な利用の促進を目的として制定された個人情報保護法 (原文表記では「個人資料保護法」)。以下「本法」といいます。) 及び主務機関に当たる行政院法務部が本法 55 条に基づき制定した個人情報保護法施行細則 (以下「施行細則」といいます。また、本法及び施行細則を総称して「本法等」といいます。)) により、法令上の規制が設けられています。この点、本法は 2015 年 12 月 30 日に改正公布され、2016 年 3 月 15 日より同改正法 (以下「2016 年改正法」といいます。)) が施行されるに至りました¹⁵。そこで本稿では、最新の法令に基づき、台湾における個人情報保護法制の要点につき説明します。

2. 本法等の適用範囲

本法等は、本法 51 条 1 項に定められた適用除外規定に該当する場合¹⁶を除き、原則として、台湾において行われるあらゆる

¹⁵ 2016 年改正法の主なポイントは、①センシティブ個人情報の取扱い、②センシティブ個人情報に当たらない通常の個人情報に係る同意取得方法の簡易化、③2012 年 10 月に施行された前回の法改正の前に他人から間接的に取得していた個人情報の取扱いの明確化、及び④刑罰の適用要件の調整に関して、規定の修正又は新設を行った点となります。

¹⁶ (1) 自然人が単に個人又は家庭で用いることを目的として個人情報を収集、処理又は利用する場合、或いは (2) 個人情報が、公開の場所又は公開の活動において収集、処理又は利用され、その他の個人情報と関連付けられていない録画録音情報である場合を指します。

自然人、法人又は団体による個人情報の収集¹⁷、処理¹⁸及び利用¹⁹行為に適用されます。また、本法 51 条 2 項によれば、台湾以外の地域において行われる個人情報の収集、処理又は利用行為であっても、当該個人情報が台湾国民に関するものである限り、本法等の規定が適用されることとなるため、注意が必要です。

3. 本法等による保護対象となる個人情報の範囲等

本法等による保護対象となる「個人情報」とは、自然人の氏名、生年月日、国民身分証番号、旅券番号、特徴、指紋、婚姻、家族、学歴、職業、医療記録、治療、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪歴、連絡先、財務状況、社会活動、及びその他直接又は間接に当該個人を識別し得る情報をいいます(本法 2 条 1 号)。この内、本法 6 条による特則の対象となる医療記録²⁰、治療、遺伝子、性生活、健康診断及び犯罪歴に関する個人情報については、いわゆるセンシティブ個人情報に該当し、その他の通常の個人情報と比べ、より厳格な保護が図られています²¹。

また、本法等により安全保護措置等が求められる「個人情報ファイル」とは、システム構築により、自動化された機器又は自動化されていない方法により検索及び整理が可能な、個人情報の集合を指します(本法 2 条 2 号)。

4. 個人情報の収集に際して満たすべき要件

本法によれば、収集が原則禁止されるセンシティブ個人情報を除き、通常の個人情報を収集する際には、原則として、以下の要件を満たす必要があるものと解されます²²。

- (i) 当該個人情報の収集が、主務機関により公告された「特定目的」に基づく必要範囲内のものであること(本法 5 条及び 19 条 1 項)。
- (ii) 当該個人情報により識別・特定される個人(以下「本人」といいます。)に対し、法定された事項に係る事前告知がなされること(本法 8 条 1 項及び 9 条 1 項)。
- (iii) 本人の同意があること(本法 19 条 1 項 5 号)。

(1) 要件(i)について

ここでいう「特定目的」については、主務機関に当たる行政院法務部が公告した「個人情報保護法における特定目的及び個人情報の種別」(原文表記では、「個人資料保護法之特定目的及個人資料之類別」)に限定列挙されており²³、個人情報を収集する事業者の判断により任意に設定できるわけではない点、留意を要します。

(2) 要件(ii)について

本人に対する事前告知が必要とされる法定事項については、本法 8 条 1 項 1 号乃至 6 号に次のとおり列挙されています。

- ① 個人情報収集者の名称
- ② 収集の目的

¹⁷ 本法における「収集」とは、方法の如何を問わず個人情報を取得することをいいます(本法 2 条 3 号)。

¹⁸ 本法における「処理」とは、個人情報を構築又は利用するために、情報の記録、入力、保存、編集、訂正、複製、検索、出力、リンク付け又は内部送信を行うことをいいます(本法 2 条 4 号)。

¹⁹ 本法における「利用」とは、「収集」(前掲注 17 参照。)した個人情報を「処理」(前掲注 18 参照。)以外の形で使用することをいいます(本法 2 条 5 号)。

²⁰ 2016 年改正法により、本法 6 条 1 項所定のセンシティブ個人情報として「医療記録」(原文表記では「病歴」)が新たに追記されました。

²¹ センシティブ個人情報については、原則としてその収集、処理及び利用が禁止され、本法 6 条 1 項に限定列挙された例外的な場合(なお、当該センシティブ個人情報に係る本人の書面による同意を得た場合も、かかる「例外的な場合」に含まれます。)にのみ、これらの行為が許されます。

²² なお、要件(ii)については、センシティブ個人情報の収集が例外的に許される場合にも求められることになります(本法 6 条 2 項の規定により、本法 8 条及び 9 条が準用されます。)

²³ 現時点では、例えば、不動産サービス、投資管理、電子商取引、旅行業等計 182 項目が定められています。

- ③ 個人情報の種別
- ④ 個人情報の利用を行う期間、地域、対象及び方法
- ⑤ 本人が本法 3 条の規定に基づいて行使できる権利²⁴及びその方法
- ⑥ 本人が個人情報を提供するかどうか自由に選択することができる場合に、これを提供しないことが本人の権益に及ぼす影響

この内、本法 8 条 1 項 2 号により本人への事前告知が求められる「収集の目的」については、前述した「個人情報保護法における特定目的及び個人情報の種別」に列挙された「特定目的」に実質的に合致している必要がありますが、その表記方法自体については、本人らが理解しやすいよう任意の記載を採ることも、実務上認められています。

なお、本法 9 条 1 項によれば、本人以外から間接的に本人の個人情報を収集する場合にも、その処理又は利用をなす前に、当該個人情報の出所と共に本法 8 条 1 項 1 号乃至 5 号に法定された事項(上記①乃至⑤の事項)を本人に告知することが、原則として必要とされる²⁵点に注意を要します。

(3) 要件(iii)について

ここでいう「同意」は、必ずしも書面による同意である必要はありません²⁶が、同意の有無に関する立証責任は、当該個人情報の収集者が負うこととなります(本法 7 条 4 項)。なお、個人情報の収集者が本法 8 条 1 項各号に法定された事項を明確に本人に告知した場合には、かかる告知を受けた本人が特段の拒絶を示すことなく自らの個人情報を提供すれば、本法 19 条 1 項 5 号の「同意」がなされたものと推定されることとなります(本法 7 条 3 項)。

また、仮に本人の同意がない場合であっても、別途、法律に明文の規定がある場合、本人との間に契約関係又は準契約関係があり且つ既に適切な安全保護措置が講じられている場合、公共の利益の増進のため必要である場合等、本法 19 条 1 項列挙事由に該当する場合には、合法的な個人情報の収集として認められる余地が存します。

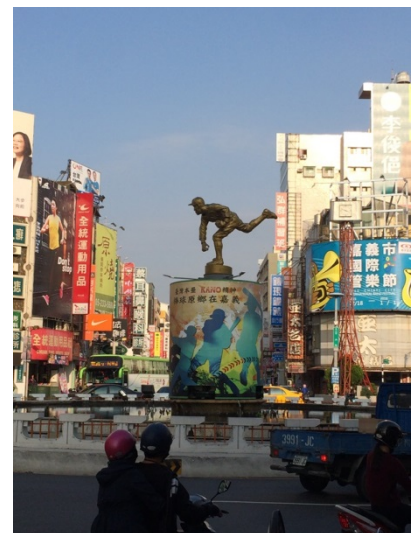
5. 個人情報の利用の制限

本法 5 条及び 20 条 1 項によれば、個人情報の利用は、原則として当該個人情報の収集の際の「特定目的」の達成のために必要な範囲内において行われなければならないと、本人の同意がある場合等を除き、「特定目的」以外の目的のためにこれを利用することは原則として禁止されています。

6. 安全保護措置義務

本法 27 条 1 項によれば、個人情報ファイルを保有する者は、当該情報に係る適切な安全保護措置を講じ、個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏洩を防止しなければなりません。ここでいう「適切な安全保護措置」とは、個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏洩を防止するために採られる技術上及び組織上の措置を指し、かかる措置には例えば以下に列挙する項目が含まれます(施行細則 12 条)。

① 管理人員及び相当なリソースの配置



【映画「KANO」にも登場した嘉義の中央噴水池ロータリー(圓環)の現在の様子。噴水中央には嘉義農林のエースであった吳明捷投手の像が設置されている。】

²⁴ 本法 3 条によれば、本人はその個人情報につき、①照会又は開示、②複製物の交付、③追加又は訂正、④収集、処理又は利用の停止、及び⑤削除に係る各請求権を有するものとされます。また、かかる請求権については、本人に事前に放棄させたり、又は特約によりその行使を制限してはならないものとされているため、注意を要します。

²⁵ この場合の告知は、当該個人情報の収集前ではなく原則として処理又は利用前に行うべきものとされており(本法 9 条 1 項)、且つ、当該個人情報を最初に利用する際に併せて実施することもできる旨定められています(本法 9 条 3 項)。

²⁶ 従来は書面による同意が法令上も必要と明定されていましたが、2016 年改正法により要件の緩和がはかられ、必ずしも書面による同意までは必要とされない形に改められました。但し、本法 6 条 1 項の規定に基づきセンシティブ個人情報を本人の同意を得た上で例外的に収集等行う場合の「同意」については、「書面による同意」であることが法文上も明示的に求められていますので、注意が必要です。

- ② 個人情報の範囲の画定
- ③ 個人情報に係るリスク分析及び管理体制
- ④ 事故の予防、通報及び対応体制
- ⑤ 個人情報の収集、処理及び利用に係る内部管理手続
- ⑥ 情報に関する安全管理及び人員管理
- ⑦ 周知・啓発活動及び教育訓練
- ⑧ 設備の安全管理
- ⑨ 情報の安全性に関する監査体制
- ⑩ 使用記録、ログファイル及び証拠の保存
- ⑪ 個人情報の安全保護に係る全般的継続的な改善

7. 個人情報の国際送信に係る制限可能性

本法 21 条によれば、個人情報を国(地域)を超えて処理し又は利用することと定義される「国際送信」(本法 2 条 6 号)を企業等の非公務機関²⁷が行おうとする場合に、「移転先国において個人情報の保護についての十分な法規がなく、本人の権益が侵害されるおそれがあるとき」や、「第三国(地域)を経由して個人情報を送信することにより、本法の適用を回避しようとするとき」等に該当するときは、中央政府における各目的事業に係る主務機関は、当該国際送信を制限し得るものとされています。

8. 本法に違反した場合の法的責任

本法に違反した場合、違反者²⁸は民事、刑事及び行政上の責任をそれぞれ負うことになります。

(1) 民事上の責任

本法の規定に違反して個人情報の不法な収集、処理若しくは利用を行い、又はその他本人の権利を侵害した者は、被害者に対し損害賠償責任を負います。但し、故意又は過失がないことを違反者が証明できるときは、この限りではありません(本法 29 条 1 項)²⁹。なお、被害者は、財産上の損害以外(精神的慰謝料等)についても、それに相当する金額の賠償を請求することが可能であり、またその名誉が侵害されたときは、かかる賠償請求と併せて名誉を回復するための適切な処置を求めることができるものとされています(本法 29 条 2 項により準用される 28 条 2 項)。

被害者が実際に生じた損害額を証明することが困難又は不可能であるときは、裁判所は被害者からの求めに応じ、原則として、侵害の状況に応じ 1 人 1 事件につき 500 新台幣ドル以上 2 万新台幣ドル以下の範囲で損害額を算定することができます(本法 29 条 2 項により準用される 28 条 3 項)。また、同一の原因又は事実により多数の当事者の権利が侵害された事件については、20 名以上の被害者がそれぞれ一定の財団法人又は公益社団法人に訴訟遂行を委任することにより、団体訴訟を提起することも認められています(本法 34 条 1 項)。

このように、本法に基づく被害者から違反者への民事上の責任追及については、多くの点で被害者側への手続上の優遇が図られているため、個人情報の収集、処理又は利用を行う事業者側としては、特に注意が必要です。

(2) 刑事上の責任

本法 41 条によれば、自己若しくは第三者の不法な利益を図り、又は他人の利益を侵害することを意図して、本法の規定に違反して個人情報の不法な収集、処理若しくは利用を行い、又は主務機関による国際送信を制限する命令若しくは処分に違反するこ

²⁷ 「非公務機関」とは、公務機関(法に基づき公権力を行使する中央又は地方の機関又は行政法人を指します。)以外の自然人、法人その他の団体を指します(本法 2 条 7 号及び 8 号)。

²⁸ 以下では、違反者が非公務機関であることを前提として説明します。

²⁹ もっとも、故意・過失の举证責任が、一般の不法行為の場合とは異なり違反者側に転換されている点に留意が必要です。

とによって、他人に損害を与えた者は、5 年以下の有期徒刑に処せられ、100 万新台湾ドル以下の罰金を併科され得るものと規定されています。

更に、本法 42 条によれば、本人若しくは第三者の不法な利益を図り、又は他人の利益を侵害することを意図して、個人情報ファイルに対する違法な変更、削除、その他違法な方法を用いて個人情報ファイルの正確性を損なうことにより、他人に損害を与えた者は、5 年以下の有期徒刑、拘留若しくは 100 万新台湾ドル以下の罰金に処せられ、又はこれらを併科され得る旨が規定されています。

(3) 行政上の責任

本法の規定に違反した者、及びその代表者、管理者その他代表権を有する者は、本法 47 条乃至 49 条にそれぞれ規定された過料を主務機関から課され得ることになります。

また、本法 25 条 1 項によれば、本法の規定に違反した者に対しては、上記過料処分のほか、以下に列挙する各処分が主務機関により課され得るものとされます。

- ① 個人情報の収集、処理又は利用の禁止
- ② 処理した個人情報ファイルの削除
- ③ 違法に収集した個人情報の押収又は破棄
- ④ 違反者の名称及び責任者名並びに違反の実態の公表



son in-chen
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*

i.sun@jurists.co.jp

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟などを中心に、日台間の幅広い涉外案件に従事。

*外国法共同事業を営むものではありません。

XIV タイにおける外資規制の概要と近時の改正

執筆: 小原英志、下向智子、Tomoyoshi Jai-ob-orm

タイには、自国の産業を守る等の観点から、外国企業の参入について様々な外資規制が設けられています。日系企業のタイ進出に当たってはまずこの外資規制を理解することがファーストステップとなります。

外資規制に関する重要な法律としては「外国人事業法」と「土地法典」が挙げられます。以下、その概要と昨今の改正について説明します。

1. 外国人事業法による外資規制

外国人事業法は、同法別表 1 から 3 に記載されている事業を外国人(外国企業を含む)が行うことを規制しています。別表 1 には土地の売買や報道事業などが記載されており、別表 1 の事業は外国人が実施することができません。別表 2 には、国家の安全、伝統・芸術、天然資源や環境に影響を与える事業などが記載されており、これらの事業の実施には閣議の承認及び商務大臣の許可が必要とされています。別表 3 には外国との競争力がついていない事業が記載されており、これらの事業の実施に当たっては商務省商業発展局長の許可が必要とされていますが、別表 3 の 21 項には「その他サービス業」の規定があり、これがキャッチオール条項として原則全てのサービス業を含むと解されています。そのため、結局のところ、外国人事業法においては、純粋な製造業、資本金要件を満たす卸売業(1 店舗当たり最低資本金額 1 億バーツ)・小売業(最低資本金額 1 億バーツかつ 1 店舗当

たり最低資本金額 2 千万バーツ)を「除く」、ほぼ全ての業種の実施が規制されていることとなります。

外国人が別表 2 又は 3 に記載された規制対象事業を実施するには、上記の外国人事業法上の許可 (Foreign Business License=FBL) の取得や投資委員会 (The Board of Investment=BOI) 又はタイ国工業団地公団 (Industrial Estate Authority of Thailand=IEAT) から恩典等を取得するといった方法があります。ただし、これら許可や恩典等の付与に関しては当局の担当官に広範な裁量が認められおり、取得の可否やスケジュールの予測が困難なのがタイの現状となっているため、日系企業の進出に当たっては専門家への十分な相談が必要となります。

この外国人事業法における「外国人」とは、資本の 2 分の 1 以上に係る株式が外国人 (外国企業) により保有されている法人等を含むとされています (外国人事業法 4 条)。逆に言えば、タイ資本が過半数となる場合には外国人事業法上は「外国人」でなくタイ人 (タイ企業) と扱われ、実施する事業に対して外国人事業法上の規制がかかりません。このため、日系企業がタイで会社を設立する場合には、まず、①親会社などの「外国人」からの出資を 50% 未満に抑えて、利益の還流が小さくなる代わりに、外国人事業法による実施事業の規制を受けないタイ企業としてのメリットを享受するか、②「外国人」からの出資割合を 50% 以上として、利益の還流を享受する代わりに、外国人事業法による規制の下で許可や恩典等を取得して (ただし取得の可否やスケジュールは上記のとおり予測が困難なのが現状です。) 制限された事業のみを実施するかという大きな選択を行う必要があります。

なお、外国人事業法の別表 3 の 21 項「その他サービス業」に関しては、以下の事業を例外とすると規定した商務省令が公布されています。このうち、④～⑥は 2016 年 2 月 19 日に公布された商務省令によって新たに例外として設けられたものです。

- ① 証券取引法が適用される証券取引事業及びその他の事業
- ② 先物売買契約法が適用される先物売買契約事業
- ③ 資本市場取引に関する信託法に基づくトラスティ事業
- ④ 金融機関事業に関する法律が適用される金融機関事業及びその他の事業
例) 商業銀行事業、銀行の駐在員事務所としてのサービス事業
- ⑤ 生命保険に関する法律が適用される生命保険事業
- ⑥ 損害保険に関する法律が適用される損害保険事業

もっとも、例外とされている事業についても、外国人事業法以外の特別法における規制を遵守しなければならない点には注意が必要です。外国人事業法は、例外規定を含めて今後も改正が見込まれる法律なので、都度最新情報を確認することをお勧めします。

2. 土地法典による外資規制

もう 1 つの主な外資規制である土地法典においては、外国人 (外国企業を含む) による土地所有が一般に規制されており、外国人 (外国企業) が土地を所有するためには、原則として投資委員会 (BOI) やタイ国工業団地公団 (IEAT) から土地所有権の取得に関する恩典等を得る必要があります。

土地法典では外国人事業法とは異なる「外国人」の定義が定められており、資本の 49% 超に係る株式が外国人 (外国企業) により保有されているか、又は、外国人株主が総株主数の過半数を占める場合には「外国人」とみなされると規定されています (土地法典 97 条)。

タイに進出している外国企業の多くの資本割合が「外国資本 49% : タイ資本 51%」と設定されているのは、当該資本割合であれば外国人事業法上も土地法典上もタイ人 (タイ企業) と扱われ、事業の実施や土地の所有に制限が課されないと解されているのが理由となります。



おばら ひでし
小原 英志

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 パートナー弁護士 バンコク事務所代表
h.obara@jurists.co.jp

2013年7月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。2008-2009年三菱東京 UFJ 銀行米州法務室 (在ニューヨーク)、2011-2013年タイ Tilleke & Gibbins に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



しもむかい ともこ
下 向 智子

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 弁護士

t.shimomukai@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。1999-2005年厚生労働省。2014年9月よりバンコク事務所にて勤務、日系企業のタイへの進出案件や進出後の事業展開に関する業務に携わる。



トモヨシ ジャイ オブ オーム
Tomoyoshi Jai-ob-orm

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 フォーリンアトニー

tomoyoshi.j@jurists.jp

2013年タイ国弁護士登録。バンコクの LS Horizon Limited およびカセム・アンド・アソシエイツ法律事務所での実務経験を経て、2014年6月から西村あさひ法律事務所バンコク事務所にて勤務。

XV ベトナム労働法改正案の最新情報

執筆者: 廣澤太郎

ベトナムの現行労働法は、2013 年に施行されていますが、ベトナムの労働・傷病兵・社会省は、現行労働法の改正草案(「本草案」)の起草を終え、これをウェブサイトで公開するとともに、パブリックコメントに付しています³⁰。本草案には多数の改正点が含まれますが、ここでは、外資系企業の日々のオペレーションに影響を及ぼす可能性のある改正点のうちいくつかに焦点を当てて解説します。

1. 時間外労働時間の上限に関する改正

労働時間について、現行労働法は、通常の労働時間を 1 日 8 時間及び週 48 時間を超えないもの(労働法 104 条 1 項)、使用者及び労働者は、法定労働時間を超える時間外労働を合意することができるものの、原則として 1 日の労働時間の 50%、1 か月 30 時間、且つ 1 年間 200 時間(但し、特別な場合は 1 年間 300 時間)を超えてはならないとされています(労働法 106 条)。しかしながら、実務上は、多くの企業において、1 年間 200 時間という法定の上限を遵守することは難しいという実態があり、これまで何度も時間外労働の上限の引き上げが検討されてきたものの、結果として年間上限時間の引き上げが行われるには至ってありませんでした。加えて、2013 年 10 月に施行された政令 95 号では、法定の上限を超過した時間外労働に対する罰則が強化され、より厳しい処分(1 か月から 3 か月の営業停止命令を含みます)が課されることにもなりました。この最大時間外労働時間の限定は、雇用者側にとっても、(及び、より多くの時間外勤務手当を得るためにより長く働くことを希望する労働者側にとっても)大きな問題となっていました。

この点について、本草案では、2 つの改正案が提案されています。1 つ目の改正案は、1 日あたりの最長労働時間(所定労働時間及び時間外労働を含む)が 12 時間、時間外労働が連続した 5 日間を超えて行われないことを確保する限り、時間外労働時間に上限は設けないというものです。2 つ目の改正案は、1 つ目の解決策と同じ条件に加えて、年間 600 時間という上限を設けるものです。

本草案がこのまま、改正労働法の内容として反映されるかは今後も予断を許しませんが、時間外労働規制の大きな緩和を定める内容が盛り込まれている点は、注目に値します。

2. 雇用者側からの労働契約解除事由の追加

現行法下では、雇用者側から労働契約を解除できる場合は、懲戒解雇や、一定の条件のもとで行われる整理解雇の場合のほ

³⁰ 本草案は、2016 年 11 月 22 日から 2017 年 1 月 22 日までの間に、意見公募のために労働・傷病兵・社会省ウェブサイトに掲載されています。

かは、労働者が労働契約上の義務の不履行を繰り返す場合や、労働者が病気になり、一定期間療養したにも限らず回復の見込みがない場合等に限られていました。

草案では、これらに加え、(i)労働者が定年退職年齢に達したこと、及び(ii)労働者が労働契約書の締結時に採否の結果に影響を与えるような不正確な個人情報を提供したこと、という二つの事例が追加されています。

(i)については、現行労働法上、定年退職年齢に達した労働者と会社との労働契約の終了に関して規定する 36 条 4 項が、労働契約終了の要件として、①定年退職年齢(※その年齢について、改正案が検討されていることは次項目のとおり)に達したことに加えて、②社会保険の加入期間が受給のための条件を満たしていること(通常は 20 年)、も合わせて規定しています。このことから、労働者が定年退職年齢に達しているにもかかわらず、社会保険の加入期間が条件に満たないために、会社側が、一定程度、退職を延長せざるを得ないケースが発生していましたが、本草案はこのような点への対応策として規定されたものと考えられます。

また、(ii)については、現行労働法において、雇用されるために事実とは異なる情報(例えば学歴詐称など)を提供した労働者がいた場合に、当該労働者の労働契約を会社側から解除することができる、明確な根拠がないことで生じていた実務上の問題へ対処するために規定されたものです。

3. 定年退職年齢に関する改正

現行法下では、定年退職年齢は、通常、女性従業員では 55 歳、男性従業員では 60 歳とされています。しかし、ベトナム人の寿命の伸長及び社会の高齢化のため、定年退職年齢が引き上げられるべきとの意見がありました。

この点につき、本草案は二つの改正案が提示されています。1 つ目は、現行労働法の規定と同様の規定を維持するものです。2 つ目は、段階的に定年退職年齢を引き上げるものです。特に、労働法改正の発効日から、(女性は 55 歳、男性では 60 歳という現行法下の定年退職年齢から)女性は 60 歳、男性は 62 歳となるまで、毎年 3 か月ずつ、定年退職年齢を引き上げるというものです。

この点からは、社会構造の変化に対応する形で、定年退職年齢も引き上げるベトナム政府の意向が見て取れますが、実際に定年退職年齢の引き上げが行われた場合には、企業の労務管理に影響があり得る点に留意が必要です。

4. まとめ

本草案のうち、本ニュースレターでは、いずれも外資系企業の日々のオペレーションに影響があり得るものを取り上げましたが、実際の改正労働法の内容として反映されるか否かについて、今後の国会における審議の状況にも注視が必要です。

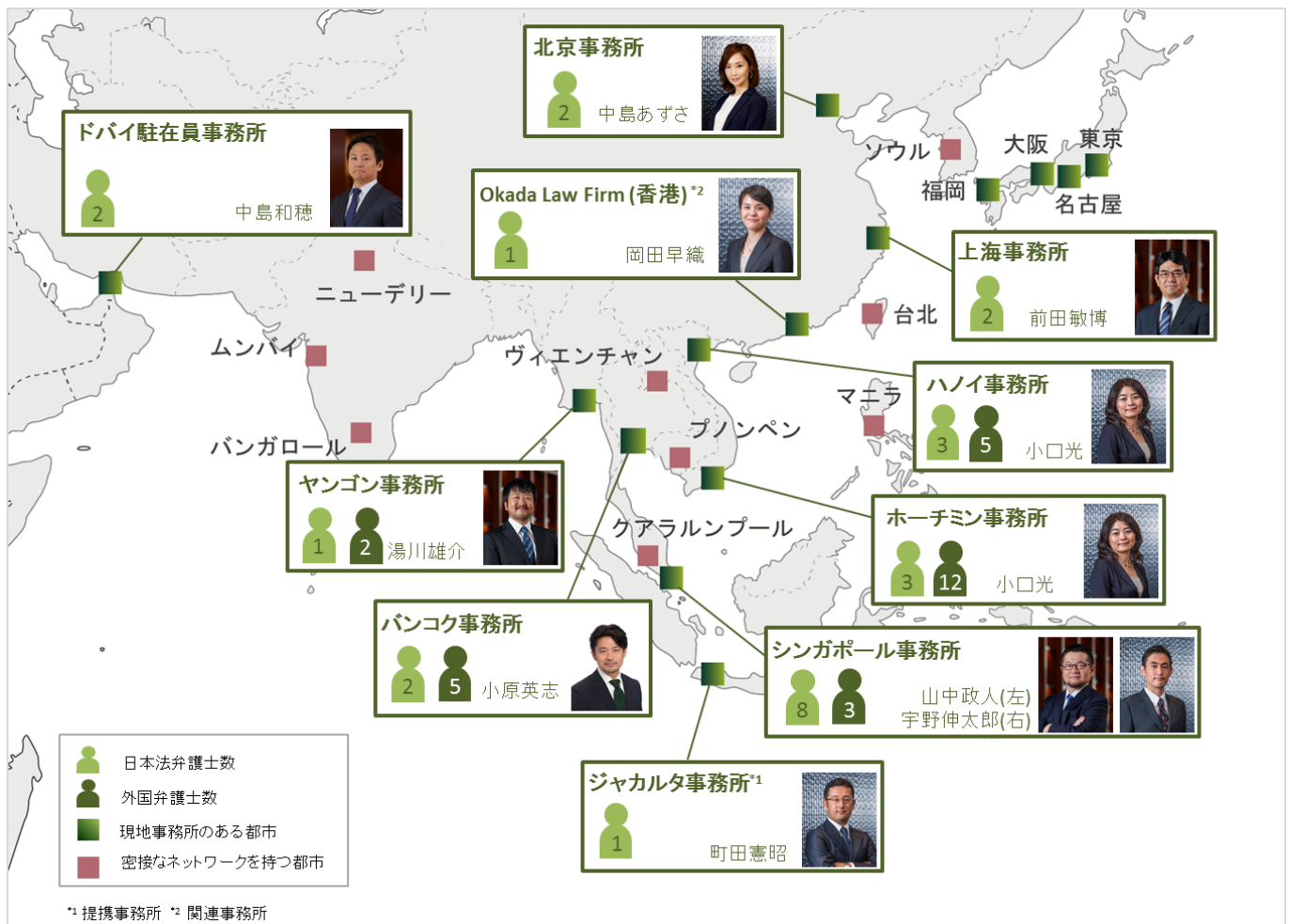


ひろさわ たらう
廣澤 太郎

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 弁護士
t_hirosawa@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2011-2012年三井物産株式会社法務部出向、2013年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)。同年8月よりホーチミン事務所、同年11月よりハノイ事務所勤務。日系企業のベトナムへの進出案件(M&A や合併会社設立、不動産投資等)や、進出後の事業展開に関する業務(コンプライアンス、労務、紛争等)に関し、幅広くアドバイスを提供している。

西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所 Tel: +66-2-168-8228 E-mail: info_bangkok@jurists.jp 小原英志(代表)、ジラボン・スリワット、アティターン・ポー・ウワンノ、下向智子、トモヨシ・ジャイオブオーム、アピンヤー・サーンティカセム、カーンター・ティップターン	北京事務所 Tel: +86-10-8588-8600 E-mail: info_beijing@jurists.jp 中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)	上海事務所 Tel: +86-21-6171-3748 E-mail: info_shanghai@jurists.jp 前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)	ドバイ駐在員事務所 Tel: +971-4-253-3646 E-mail: info_dubai@jurists.jp 中島和穂(代表)、森下真生(駐在代表)
ハノイ事務所 Tel: +84-4-3946-0870 E-mail: info_hanoi@jurists.jp 小口光、武藤司郎、廣澤太郎、グエン・マン・クオン、村田智美、グエン・ティ・タン・フォン、グエン・トゥアン・アン、グエン・ホアン・トゥアン、グエン・ホアン・リー	ホーチミン事務所 Tel: +84-8-3821-4432 E-mail: info_hcmc@jurists.jp 小口光、ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀、平松哲、今泉勇、チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャンギア、ファン・ティ・ビク・フィン、マリア・グレンダ・ラミレス、チャン・コック・ダット、グエン・ダン・ミン、グエン・ティ・ミン・フォン、グエン・ティ・タン・チャム、ヴォ・フエ・ミ	ジャカルタ事務所*1 Tel: +62-21-2933-3617 E-mail: info_jakarta@jurists.jp 町田憲昭	
シンガポール事務所 Tel: +65-6922-7670 E-mail: info_singapore@jurists.jp 山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、イカン・グ・ダーヤント、メリッサ・タン・スー・イン、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、岩田準平、シャロン・リム	ヤンゴン事務所 Tel: +95-(0)1-382632 E-mail: info_yangon@jurists.jp 湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニエイ、チャン・ミエ・ネ・チー	Okada Law Firm (香港)*2 Tel: +852-2336-8586 E-mail: s_okada@jurists.co.jp 岡田早織	

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。